

パブリックコメントの内容について

1. 意見募集の期間
令和6年2月2日(金)から2月15日(木)まで
2. 意見募集の方法
市民：市庁舎における閲覧、市ホームページで公表
3. 市庁舎での閲覧者
本庁舎 0名、比内総合支所 0名、田代総合支所 0名
4. 市ホームページへのアクセス数
137回
5. 意見の提出状況
市民 8名(メール8通)
具体的な意見の数 27件

具体的な意見の内容

意見の区分	意見数
空家等対策計画全般に関すること	2件
空家等の発生抑制に関すること	3件
空家等の適正管理に関すること	1件
空家等の利活用の促進に関すること	11件
管理不全な空家等の解消に関すること	5件
計画に賛同	3件
その他	2件
合 計	27件

6. お寄せいただいた意見と市の考え方・対応

1 件の中に多岐にわたる提言等がある場合、区分は主たる箇所を取り上げています。
意見 27 件中、同じ内容のものが 7 件あったため、下記の回答は 20 件となります。

区分		意見内容（要旨）	市の考え方・対応
1	空家等対策計画全般に関すること	中心市街地と周辺地域の空き家率に差があり、地域状況に応じた効果的な対策を検討する必要があると考えられます。	計画の対象区域を市内全域としており、重点区域等は定めておりませんが、今後、必要に応じ区域の設定を検討してまいります。
2	空家等の発生抑制に関すること	地域の特性に合わせたワークショップやイベントなどを開いても良いと思います。	今後、セミナーなどに併せたワークショップ等の開催を検討してまいります。
3		維持管理に関する相談窓口の設置、セミナー開催、専門家派遣等、多角的な支援体制を構築し、ホームページやパンフレット等、誰にでも分かりやすく使いやすい情報提供ツールを作成していただきたいです。	NPO 法人や関係団体と連携した空家等啓発セミナーや個別相談会の開催のほか、様々な機会や媒体を通じた情報発信の充実に努めてまいります。
4		空き家対策についても、出前講座のメニューに取り入れてはいかがでしょうか。例えば、「すまいの終活講座」などは、皆さん興味があるのではないかと思います。	「空き家対策」については、既にメニュー化しております。 ご意見いただいた講座については、セミナー等での実施を検討してまいります。
5	空家等の適正管理に関すること	自分で維持管理ができない方には、市内の空き家管理を行っている業者を紹介し、維持管理を行っていただければと思います。	ご要望があれば業者名簿などは提供しておりますが、ホームページやパンフレットへの掲載など、情報発信の充実に努めてまいります。
6	空家等の利活用の促進に関すること	補助制度や税制優遇措置などの認知度を向上させる必要があると思います。	ホームページやパンフレットへの掲載など、情報発信の充実に努めてまいります。
7		リフォーム補助金について、DIY 工事に対しても材料の領収書や実働時間など基準を設けて補助金がでる仕組みが必要だと思います。	自主施工の方には、材料費や外注による工事費を補助の対象としております。

区分		意見内容（要旨）	市の考え方・対応
8	空家等の利活用の促進に関すること	市では移住する方にはリフォーム補助金と移住支援金等を交付していますが、もともと住んでいる市民にも手厚く補助して欲しいと思います。	子育て世帯や三世帯同居世帯の市民や、空き家バンク登録住宅を購入してリフォームする市民にも、市の重要施策として支援しております。
9		空き家バンクは、不動産業者を通じた情報を集めているだけなので、不動産業者が扱わないと判断されたものは登録されないのでは少ないと思います。不動産業者が扱わないものも対象とした方が良くと思います。	不動産の売買や賃貸においては、物件調査や契約交渉などの専門的な手続きが必要であり、また、個人間のトラブルを防ぐため、事前に不動産業者を介して登録いただいております。
10		他市の空き家バンクを見ると、不具合、格安、解体前提で千円とか、とにかく処分したいだけの物件などが掲載されています。空き家対策のためなら、そのような物件も掲載したほうが良いと思います。	当市の空き家バンク制度では、空き家の利活用促進を目的に運営していることから、現状で危険性が高く利活用に向かない物件等については対象外としております。
11		空き家を活用してビジネスを始めたい人や、家や土地を無料であれば引き取りたい人に向けて紹介＆マッチングするシステムがあれば両者にとって良いと考えます。	NPO法人等や不動産を無償譲渡または低廉な価格で取引できる民間運営のウェブサイトなどを案内しております。
12		郊外部の空き家についても地域住民にとっては魅力的に映らない場合が多いが、空き家バンクなどへ登録を推進することで、首都圏からの地方移住を考えている方の選択肢となると思います。	空き家バンク制度の周知を図り、空き家の登録を促進してまいります。
13	空き家の分布に差があり、中心部ほどD判定が多いと思います。中心部のD判定をどのようにして活用するかは施策も必要と考えます。	計画(案)「4 - 3 空家等の利活用の促進」に記載する施策のとおり進めてまいります。	

区分		意見内容（要旨）	市の考え方・対応
14	空家等の利活用の促進に関すること	現在、田代・矢立・比内などの周辺地域から大館北・釈迦内地域を中心としたエリアへの人の流入が起こっていると思いますが、この動きに空き家の活用を促せるような仕組みを用いることで、空き家の減少に寄与できるのではないかと考えます。	施策検討の参考にさせていただきます。
15		「空き家の賃借人が、自己が居住するために施すリフォーム工事」については、補助対象とすることで、空き家の利活用を促進することができるのではないかと考えます。	自己所有の住宅以外への補助制度拡大には、リフォーム後の財産の所有権問題などさまざまな課題があることから、その必要性の是非を含めて検討してまいります。
16	管理不全な空家等の解消に関すること	所有者等が必要とする情報を分かりやすく提供する仕組みが必要だと思えます。建物を解体し住宅特例がなくなった場合の固定資産税の増額について、単純に固定資産税が6倍に跳ね上がると思っている市民が多いと思うので、算出できる数字は提供して良いと思えます。	固定資産税の特例解除については、様々な機会や媒体を通じた情報提供を検討してまいります。
17		空き家の危険性やその景観が周辺に与える影響を考慮し、空き家は個人の財産ですが、所有者が他人に迷惑をかけ、所有者の善意を期待しても無理な場合は行政による解体をお願いしたいです。	周辺住民の生命等に危険な状態が切迫している場合は、応急措置を実施いたします。また、建物が管理不全空家等や特定空家等に認定された場合は、段階に応じた適切な措置を講じてまいります。
18		空き家の管理を放棄している所有者に対し、何らかのペナルティを与えるなど、対応の促進を図ってほしいと思えます。	計画(案)「4 - 4空家等の管理不全の解消(2)管理不全空家等の措置」に掲げたとおり、固定資産税の特例解除を検討してまいります。

区分		意見内容（要旨）	市の考え方・対応
19	管理不全な空き家等の解消に関すること	管理不全空き家という新たに設けられた基準について認知されることが、空き家の適正管理を促すためには重要で、周知のための施策が必要かと思えます。	管理不全空き家等への措置については、様々な機会や媒体を通じて、周知してまいります。
20	その他	一部データは5年前のものを使用しており、現状と乖離している可能性があるかもしれませんが、常に新しいデータで分析していただけたら現状との乖離が防げると思えます。	統計調査の周期の関係もあり、5年前のデータも引用していますが、本計画については、昨年実施した現況調査を元にしております。